美祢市の地番・家屋番号の変更を行います (山口地方法務局からのお知らせ)

山口県では、明治時代に宅地農耕地等に1番から順に地番(耕地番)が付されるとともに、山林原野等にも同様に1番から順に地番(山地番)が付されたことにより、重複地番が多数存在しています。

山口地方法務局では,皆様の不動産に関する権利を保全し,円滑で安全な取引を図るため,山口県内全域で重複地番の解消を図っています。

1 実施地区

美祢市(旧秋芳町、美東町)です。

2 地番の変更の方法

山地番に10000番を加算し変更します。

例① 1番→10001番

例② 123番→10123番

- ※ 家屋番号も同じ方法で変更します。
- 3 地番変更の実施時期 平成30年9月18日
- 4 地番・家屋番号変更の通知

地番変更をした土地・建物の所有者の方には、地番変更の実施後(10月下旬)に、地番・家屋番号変更の通知を郵送します。

平成30年度から2か年計画により、美祢市の全地域で山地番の地番変更を実施しています。

御不明な点などございましたら,以下までお問い合わせください。 なお,本通知は,平成30年8月時点の登記情報に基づいて送付しています。

〒753-8577 山口市中河原町6番16号 山口地方法務局登記部門 地図整備・筆界特定室 電話 050-3381-8756(直通IP電話)

(平日8:30~17:15)